

申告する際の注意点

医療費控除の申告方法

医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告書に

添付することが必要です（経過措置で、令和2年度〈平成31年・令和元年分〉の申告までは、明細書の代わりに医療費等の領収書の添付による申告も認められます）。



令和2年度(平成31年・令和元年分)から適用される主な税制改正

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税に係る指定制度の運用に伴い、令和元年6月1日以降にふるさと納税の指定対象外の団体に対して支出された寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。

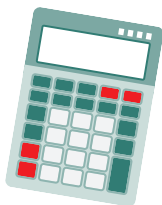
なお、所得税の所得控除および個人住民税の基本控除は対象になります。

住宅借入金等特別税額控除の拡充

取得した住宅に令和元年10月1日～2年12月31日の期間で入居した場合、次の見直しが適用されます。ただし、住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%でない場合は適用されません。

- ▶ **控除適用年数の延長** 現行の10年から13年へ延長されます
- ▶ **住宅借入金等特別控除可能額の見直し** 控除を受ける11年目～13年目の控除可能額は次のいずれか少ない額となります
 - 取得等対価の2%の3分の1
 - 住宅借入金等の年末残高の1%

※住民税の税額控除は「住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額の7%（最高13万6500円）」のいずれか少ない額が適用されます。



所得税の確定申告

※確定申告書を提出した方は、住民税の申告は必要ありません

問合せ

荒川税務署
☎ (3893) 0151

申告書の作成・提出はお早めに

■確定申告書の作成は国税庁ホームページをご覧ください

確定申告書等作成コーナーの画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書を作成することができます。

国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/>

■確定申告書の提出方法

- ▶ ^{インターネット}e-Taxを利用して送信
- ▶ 税務署へ持参・郵便・信書便で提出

マイナンバーの記載

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、税務署へ提出する申告書や申請書等には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

申告相談

【期間】 2月17日(月)～3月16日(月) ※(出)・(日)・(祝)等を除く

【時間】 午前9時15分～午後5時

※受け付けは、午前8時30分～午後4時

【場所】 荒川税務署

■閉庁日の申告書作成

【期日】 2月24日(休)・3月1日(日)

【時間】 午前9時15分～午後5時

※受け付けは、午前8時30分～午後4時

【会場】 王子税務署（北区王子3-22-15）

※荒川税務署では手続きを行っていません

【税目】 所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税・地方消費税、贈与税

【内容】 申告相談、申告用紙の配付、申告書の受け付け



■小規模納税者・年金受給者・給与所得者向け 「税理士による所得税・消費税の無料申告相談」

会 場	期 日
サンパール荒川小ホール	2月4日(火)・5日(水)
アクト21地下2階ホール	2月6日(木)・7日(金)
区役所3階304・305会議室	2月10日(月)・12日(水)

【時間】 ▶午前9時30分～正午 ▶午後1時～4時

※受け付けは、午前9時から

※受け付け終了は、各終了時刻の30分前

納税をお忘れなく

現金で納付する場合は、申告書の提出期限が納期限です。現金に納付書を添えて金融機関や税務署で納付してください。

公的年金等の受給者の方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の還付を受ける場合や、上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書を提出する必要があります

※住民税の申告が必要な場合があります

復興特別所得税をお忘れなく

平成25年以降の25年間は、各年分の基準所得税額に2.1%を乗じて計算し、所得税と併せて申告・納付してください。

個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。

※所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です

問合せ 荒川都税事務所 ☎ (3802) 8111

+++ 税の無料相談会 +++

日 時

2月21日(金)午前10時30分～午後3時30分
※午後0時30分～1時30分を除く

場 所

南千住駅前ふれあい館
※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

問合せ

東京税理士会荒川支部 ☎ (3800) 5577